

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

以下のご質問に「はい」、または「いいえ」でお答えください。

問1 現在、川根本町から児童手当の支給を受けていますか。

※特例給付(お子さん1人につき月額5,000円)受給者も「はい」とお答えください。
※勤務先から児童手当の支給を受けている公務員は、勤務先で手続きしてください。
※施設等入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外です。

はい

問2 高校生以下のお子さん(平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方)がいますか。

※ただし、高校生世代のお子さん(社会的に自立している場合は児童手当対象外)の住民登録が町外にある場合、別居監護手続きを行うと児童手当が加算されます。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

はい

問3 大学生世代のお子さん(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)がいて、年齢順にその人を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

はい

手続きが**必要**です

※児童手当受給者様宛に9月上旬頃、お知らせを郵送する予定です。詳しくはお知らせをご覧ください。

いいえ

いいえ

いいえ

原則、手続きは**不要**です。

※児童手当受給者様宛に9月上旬頃、お知らせを郵送予定です。

【高校生以下のお子さんが3人以上いる場合】

原則、手続不要で支給期間を延長し、児童手当の支給額を変更します。

【高校生以下のお子さんが1人、または2人いる場合】

原則、手続不要で支給期間を延長しますが、結果として手当の支給額に変更はありません。

手続きが**必要**です。

※高所得により児童手当の支給が受けられなかった方につきましては、保護者様宛に8月下旬頃、お知らせを郵送する予定です。詳しくは、お知らせをご覧ください。

※児童手当の支給を受けていない方で、高校生世代のお子さんがある家庭につきましては、お子さんの保護者様宛に9月上旬頃、お知らせを郵送する予定です。詳しくは、お知らせをご覧ください。

【お問い合わせ先】 川根本町役場 健康福祉課 (電話 0547-56-2224)